

# 相続税・贈与税の見直しは若年世代への資産移転を加速させるか？



経済調査部門 研究員 桑島 滋

kuwahata@nli-research.co.jp

## 1——相続税・贈与税の大幅見直しが行われた2011年度税制改正大綱

2010年12月16日、2011年度の税制改正大綱が閣議決定された。今年度の税制改正は、法人税の実効税率5%引き下げとその財源確保、所得課税における給与所得控除の見直しなどが大きな焦点であったが、同時に相続税、贈与税についても大幅な見直しが行われた。

具体的にみると、相続税では、基礎控除額が現行の「定額部分5,000万円に1,000万円に法定相続人数を乗じた額を加えたもの」から、「定額部分3,000万円に600万円に法定相続人数を乗じた額を加えたもの」へ縮小され課税ベースが拡大されることになった。さらに最高税率についても現行3億円超の部分に50%となっているものから、6億円超の部分に55%へと引き上げられることとなった。

この場合、例えば妻と子ども2人世帯において、夫の死により妻と子ども2人が8,000万円の遺産を相続するケースを想定<sup>(注1)</sup>すると、現行では基礎控除額が8,000万円となり税負担は生じないが、改正後は基礎控除額が4,800万円、課税対象額が3,200万円と、単純計算すると160万円程度の税負担が発生することとなる。一方、贈与税については相続税とは対照的に、税率構造を緩和することに加え、相続時精算課税制度<sup>(注2)</sup>において、贈与者の年齢要件を65歳から60歳へ引き下げ、受贈者の範囲に20歳以上の孫を追加するなど緩和方向での見直しとなった。

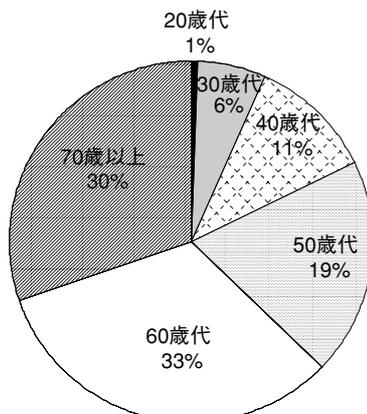
## 2——相続税強化、贈与税緩和の狙い

このような方向で見直しが進む要因として政府税制調査会は、死亡者数の4.2%まで低下している相続税の課税割合を上昇させることで再分配機能の強化を図ることに加え、贈与税の緩和を通して高齢層が保有する資産を早期に若年層に移転させ、消費の活性化を図ることを意図している。

我が国の家計の金融資産については、総額1,500兆円のうち約6割にあたる900兆円を60歳以上の高齢層が保有していると言われている。高齢層は若年層に比べ消費しないことから多額の金融資産が預金などの形で眠ったままとなっている。加えて、近年では長寿化の進展により相続発生時に財産を引き継ぐ子ども自体が高齢となるケースが増加していることなどから、本当にお金が必要な若年層へ資産が行き届いていないという問題がしばしば指摘されてきた。

そういった背景のもと、政府はこれまでも2003年度に相続時精算課税制度を導入するなど、積極的な生前贈与の促進に努めてきており、今般の改正はその流れを後押しするものとなろう。また、注目すべきは相続時精算課税制度の受贈者の範囲に孫を加えたことであり、今後は親から子という従来の流れに加え、祖父母から孫への住宅取得資金の提供などの新しい動きが加わることが期待される。

[図表-1] 金融資産保有額に占める年齢別割合 (2010年)



(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」を基に筆者作成

### 3—今後の課題

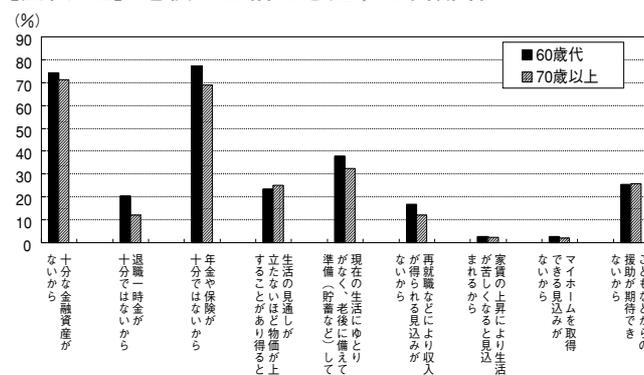
2011年度税制改正における相続税・贈与税の見直しは、高齢層から若年層への生前贈与を促し消費の活性化を図るといった観点では、ある程度の評価を受けてしかるべきだと言えよう。ただし、若年層への資産移転をより一層促進させるといった観点からすると、やや物足りなさを感じざるを得ない。

金融広報中央委員会が実施している「家計の金融行動に関する世論調査」によると、60歳以上の高齢層の7割以上が「十分な金融資産がない」、「年金や保険が十分ではない」ことを理由に老後の生活に不安を覚えているが、この中には長寿化の進展による長生きリスクに対する過度の不安から、将来必要となる資産を過剰に捉えている人が多く含まれているものと考えられる。

このような状況では子や孫に生前贈与という形で資産を移転できるのは、将来不安のないごく一部の富裕層のみに限られてしまう可能性が高い。

したがって、今後若年層への資産移転をより一層加速させるには、高齢層が抱える老後生活に対する不安を和らげる社会的仕組みも合わせて構築する必要があるだろう。そのためには、公的年金支給額の増加が期待できない中、民間金融機関が販売している終身年金への加入を促進させる思い切った税制優遇措置を設けることも検討に値するのではないだろうか。

[図表-2] 老後の生活を心配する高齢者



(資料) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査 [二人以上世帯調査]」

(注1) 法定相続割合により相続したものとして計算。

(注2) 親から子への贈与時に軽減された贈与税を仮納付し、相続時に相続税で精算する制度。